

附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準

(対象とする会議)

第1条 この基準の対象とする会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律か条例（以下「法令等」という。）により設置される合議制の機関（以下「附属機関」という。）の会議とする。また、要綱等により設置される懇談会等の会議についても、附属機関に準じて運用するものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 附属機関の会議は、原則として公開する。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項か第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第3条 第2条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あつせん、調停に関する会議は、非公開とする。ただし、次に掲げる口頭審理等（審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあつせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下この条において同じ。）については、これを公開することができる。

- (1) 不服申立てや苦情に関する口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あつせんや調停に関する口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(会議開催の事前公表)

第4条 附属機関が会議を開催するときは、会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。

- 2 前項に規定する附属機関の会議開催の事前公表は、原則として、当該会議を開催する日の2週間前までに、附属機関の会議開催のお知らせ（以下「会議開催案内」という。）（様式第1号）を市の総合庁舎前掲示板と市政情報コーナーに掲示するとともに、当該会議開催案内に掲げる事項を旭川市ホームページに掲載することにより行うものとする。
- 3 附属機関の庶務を処理する課等（以下「事務局」という。）は、会議開催案内に必要事項を記入し、当該会議開催の事前公表を行う日の前日までに、市民生活部市民活動課に提出するものとする。

(会議の傍聴)

第5条 附属機関の会議は、第2条か第3条のいずれの規定により非公開としたときを除き、誰でも傍聴することができる。

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、附属機関の会議の会務を総理する者（以下「会長等」という。）の指示に従い、静穏に傍聴しなければならない。

3 傍聴者は、会長等の許可を受けずに撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、附属機関がこれを定めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 附属機関の会議を公開するときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。

ただし、会議資料のうち、著しく大量の資料や、図面、地図、写真等の添付資料については、当該資料を会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、閲覧に供することにより配付に代えることができる。

(会議の記録の作成)

第7条 附属機関は、その会議が終了した後、速やかに、当該会議の記録を作成しなければならない。ただし、著しく大量であって、会議の性質によりテープ等に記録しておくことで足りる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する会議の記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称と議題
- (2) 会議の開催の日時と場所
- (3) 出席者の氏名
- (4) 会議の公開・非公開の別
- (5) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (6) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限る。）
- (7) 議事の内容
- (8) その他附属機関が必要と認める事項

3 第1項本文の規定により作成した会議の記録の内容については、当該会議の出席委員かその他附属機関が指名した者の確認を得るものとする。

(会議の記録の公表等)

第8条 附属機関の会議を公開したときは、速やかに、当該会議の記録（会議の資料を含む。以下同じ。）を公表するものとする。また、会議を公開しなかった場合においても、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の記録を公表するよう努めるものとする。ただし、いずれの場合であっても、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項と第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

- (1) 会議が終了したことや相当の期間が経過することにより、非公開の理由が消滅する場合
- (2) 会議を開催した結果、予定していた非公開事項が審議に含まれなかった場合
- (3) その他公表することが適当であると附属機関が認めた場合

2 前項本文に規定する公表は、担当部局と市政情報コーナーでの供覧、市のホームページへの掲載により行うものとする。

3 第1項本文の規定により公表した会議の記録は、当該会議の記録に関する会議を開催した日の属する年度の翌々年度の末日まで公表しなければならない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9条 附属機関の会議の公開と会議の記録の公表（以下「会議の公開等」という。）について法令等、規則、訓令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(庶務担当課の役割)

第10条 各部局の庶務担当課は、旭川市事務分掌条例施行規則第18条第2項第5号の規定により、会議の公開等の適正な実施を確保し、推進するための事務を担うものとする。

(市民参加推進会議への報告)

第11条 事務局は、附属機関の会議の公開等の実施結果を、随時、市民生活部長に報告するものとする。(様式第2号)

2 市民生活部長は、前項により報告された実施結果をとりまとめ、毎年1回以上、旭川市市民参加推進会議に報告するものとする。

附 則

(適用期日)

1 この基準は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、既に会議の開催が決定している場合であつて、第5条に定める会議開催の事前公表に要する期間を確保できない場合等正当な理由があるものについては、この基準を適用しないことができる。

附 則（平成17年8月1日決裁）

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日決裁）

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月3日決裁）

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日決裁）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日決裁）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。